



自転車の傘差し運転等は禁止！

～広島県道路交通法細則一部改正・令和6年11月1日施行～

広島県道路交通法施行細則第10条第4号

「傘を差す、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。」

違反した場合の罰則：5万円以下の罰金

《主な禁止行為》



傘を手に持って運転することは、視野を妨げたり、安定を失うおそれがあることから禁止



傘スタンドを用いた運転は危険であり、視野の妨げや安定を失うおそれのある場合は罰則の対象



物を持つ運転はハンドル等の正確な操作に支障があり、安定を失うおそれがあることから禁止



自転車で交通事故を起こし他人を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」等により処罰されることがあります。

重過失致死傷罪の罰則：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

自転車運転中の携帯電話使用（いわゆる「ながらスマホ」）禁止

自転車を運転中に携帯電話やスマートフォンを通話のために使用したり、画面に表示された画像を注視することは、改正道路交通法第71条第5号の5（令和6年11月1日施行）により禁止です。

罰則：6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

通話



画像注視

